

乱歩邸の旧所有者坂一族について

藤 井 淑 禎

江戸川乱歩が昭和九（一九三四）年七月に転居し、のちには購入して（昭和二三年）ついに住処とした池袋の家について、乱歩は「池袋二十四年」（『立教』昭和三十一年一月）の中で次のように述べている。

今のわたしの家は、昔風の土蔵がついているのが気に入って、引越しをしたのだが、これはもどこの県の県知事が別宅として建てたもので、物々しい昔風の門があり（この門と、塀と、物置小屋は戦災で焼けた）、門内には人力車の車夫の待つ、供待ちの小屋まで建っていた。

こうしたハッキリとした証言があるにもかかわらず、従

来ここで述べられている内容と事実との突き合わせにはなされてこなかった。二〇〇三年三月に豊島区有形文化財に指定された敷地内の土蔵の保存修理の経緯をまとめた『旧江戸川乱歩邸土蔵保存修理工事報告書』（豊島区教育委員会、二〇〇五年）においても、土地台帳でこの土地の所有者とされている大阪市東区東高津南町一一一（正式町名は「東高津南之町」）の坂輔男なる人物と、「どこの県知事」という乱歩証言との不一致は未解決のまま残された。

実はわたし自身も『大乱歩展』図録（神奈川近代文学館、二〇〇九年）の解説文の中で単に「坂輔男家の別宅」としてこの問題を棚上げしてしまったのだが、今回勉強出版から刊行予定の『江戸川乱歩大事典』（二〇一五年刊行予定）

で「乱歩郎」と「土蔵」の項を担当するにあたって豊島区はもちろん、大阪や宝塚（後述）にも足を運び、その結果、不一致の解明を始めとしてある程度のがわかってきたので、本稿ではそのささやかな経過報告を試みたい。

わかつてみれば単純なことなのだが、そもそのあやまちは、土地台帳のみを見て土地登記簿を確認しなかったところにあった。一般的に土地台帳がどの時点から記録されるものなのかは寡聞にして知らないが、少なくとも今回の場合は登記簿にはその前史が記録されていたのである。

乱歩が「貼雑年譜」にこの土地と家の詳細な平面図（この家だけでなく他の住居の場合も同様だが）を残していることは広く知られているが、「敷地三百余坪」と乱歩がこの図中に記したこの土地は、土地台帳と登記簿によれば三六〇坪二合五勺（約一一八九平方メートル）で、登記簿によるとその最初の所有者は地元安藤菊太郎なる人物であり、大正三年四月に家督相続でこの土地を取得している。

そして翌四年六月にこの土地は新潟県新潟市営所通二番町六九二番地の坂仲輔なる人物に所有権が移り、登記されている。登記簿上からはこれ以上の情報は得られないが、『日本の歴代知事』（一九八〇年）などによると、坂仲輔は当時新潟県知事であり（大正三年四月―大正五年六月在

任）、それ以前に茨城（明治四一年一〇月―大正元年二月）、石川（大正元年二月―三年四月）などの知事を歴任するほどの、かなりの大物官僚だった。この坂仲輔に関しては、佐藤英達氏が一貫して経営人としての側面の研究を続けておられるので、その「坂仲輔論」〔関西実践経営〕三十号、二〇〇五年）に基づいて、坂仲輔のプロフィールを簡単に紹介しておこう。

生年は明治三年。毛利の分家の家臣の長男として現在の山口市に生まれている。のち東京高等商業学校に進み、文官試験に合格し、明治二九年に内務官僚となっている。以後おもに長州閥の官僚として、会計検査院書記官、内務大臣秘書官、内務省参事官などを歴任し、明治三七年からは地方の県書記官、県事務官を務め、明治四一年からは前述のように各県の知事を歴任している。

そうした坂がなぜ四〇代半ばで東京の郊外に土地を求めたかだが、佐藤氏の指摘によれば、当時は知事経験者は最後は貴族院の勅選議員（定員一二五名）となるのが通例だったようで、そうだとすれば一つにはそうした将来を見越しての東京の土地獲得であったと想像される。「一つには」としたのは、そこにはもう一つの目的もあったのではないかと想像しているからなのだが、そのもう一つの目的

のほうは、登記簿のその先を見ていくことで明らかとなる。

実は問題のこの土地は、購入後わずか一年あまりのちの大正五年一〇月に大阪府大阪市東区東高津南町一一一番地（登記簿による―正式町名は前述のように「東高津南之町」）の伊藤輔男なる人物に所有権が移されているのである。問題の坂輔男と名前が一致する人物の出現である。登記簿上ではこの土地の三番目の所有者ということになるが、さらにその先の欄を見ると、この伊藤輔男なる人物は大正八年五月に「坂輔男」と氏名変更している（登記簿上への届け出は大正一〇年九月）。同姓プラス名前の一字一致ということから、坂輔男との濃厚な関係が予想されるのである。

前掲の佐藤英達氏の研究によれば、実は坂輔男は坂仲輔の非嫡出子であり（大正二年四月一日生まれ―著作権台帳）による）、母親は茨城県人の伊藤つねという女性であった。坂仲輔は明治四一年一〇月から大正元年一二月まで茨城県知事の職にあつたから、その間に生じた関係によるものと推測される。そして大正五年時点では伊藤姓であったものが大正八年に認知され庶子となり、坂姓を名乗ることになったと思われる。いずれにしても、伊藤輔男

（のちの坂輔男）はわずか三歳で土地を贈与されたわけであり、そうだとしたら坂仲輔の土地購入には非嫡出子に対する財産分与的目的もあったと想像されよう。

この土地に坂輔男を名義人とする屋敷が建てられたのは大正一〇年九月であった（実質の建築主と利用者は父親の坂仲輔だろう）。のちの乱歩邸である。登記簿によれば、「木造瓦葺平家 建坪四十坪二合五勺」と付属する物置（「木造トタン葺平家 建坪二坪五合」）の二棟であった。「貼雑年譜」中の乱歩作成の図に「四十二坪半」とあるのは乱歩自身注記しているように、物置を含んだ大きさである。震災後の大正一三年には土蔵も建てられ（「家屋現況調査票による―旧江戸川乱歩邸土蔵保存修理工事報告書」）、増築ということもあつてか建築当時は登記されなかったが、土地・主屋ともども乱歩に所有権が移る昭和二三年四月にいったん坂輔男名義で登記されている。その登記簿には「鉄コンクリート風土蔵二階建居宅 建坪七坪五合 二階坪七坪五合」とあり、外観こそ「昔風」（乱歩）ではあるものの、当時流行の最新式の耐震耐火の改良土蔵であった。このような経過を経て土地・主屋・土蔵がすべて出揃い、あとはその一〇年後（昭和九年七月）の乱歩の引っ越しを待つばかりとなったのである。

ただ、その間には所有者の坂一族の方にはさまざまなおとが出来した。当初、坂仲輔による土地購入は将来の貴族院の勅選議員としての東京生活のためと、非嫡出子である坂輔男（購入時は伊藤輔男）への財産分与との二つの目的があったと思われるが、前掲の佐藤英達氏の研究によれば、坂は新潟県知事在任中の大正五年（土地購入の一年後）に大阪の藤田組（銀行や鉱山、林業などを多角経営）へ理事として入社することを誘われ、当時勅選議員の定員に空席が無かったことからこれを受諾し、知事を辞職し大阪に転居している。したがってこの時点で池袋の土地は財産としての意味しか持たなくなっただかに思われたが、その後、藤田組社長の藤田平太郎（貴族院議員）が東京の椿山荘に住まいとしたために、総務理事として社員筆頭格の立場にあった坂が社務のやりとりをするために頻繁に上京する必要が生じた。こうしてふたたび池袋の土地が意味を持ち始めたわけで、おそらくこのような事情を背景として大正一〇年に坂の東京別宅が建設されることになったにちがいない。

坂は明治三年生まれだから別宅完成時には五一歳であった。当時としてもまだまだ働ける年齢のはずだったが、大正一四年に突然直腸がんであることが判明し、その年の八

月に急逝した（佐藤英達氏）。坂には嫡出子として三女があった。逝去を報じた新聞記事中には「嗣子輔男」、「長男輔男」という表現も見られたが、まだ一二歳ということもあってか、結局は長女が婿（旧姓・田中信弥）を取り、坂家を継いだ（坂信弥「私の履歴書」『私の履歴書18』日本経済新聞社、昭和三八年）。坂信弥の「私の履歴書」中には「坂の家には女の子ばかりしかいなかった。そこで義父（仲輔のこと―藤井注）は……と、仲輔が生前に婿探しをしたと述べられているが、実際のところはもう少しいろいろなことがあったかもしれない。

佐藤英達氏は前掲の研究で、仲輔が「大阪市内の病院で手術後、上本町の借家で療養していたが」と述べているが、これが上本町に至近の東高津南之町一一番地の坂輔男の家（つまりは伊藤つねの家）を指すことは明らかである。この番地近辺の住宅事情を登記簿で確認すると、坂や伊藤名義の家はなく、そのかわり、たとえば木造瓦葺二階建てで三、四十坪規模の家が新たに多く建てられていたことがわかる。そうした借家のひとつに坂輔男母子が住まい、仲輔は術後そこに身を寄せたというわけなのである。しかも、ここは仲輔の大阪の本宅のある東区仁右衛門町から一キロメートルほどしか離れておらず、当時の男女・夫婦・

親子・家をめぐる慣習を勘案しても、さまざまなきが想像される。

それはともかくとして、ここで冒頭の「乱歩邸」のほうに話を戻すと、仲輔の死後、屋敷は借家に出され、それから九年後に「昔風の土蔵がついているのが気に入つ」た乱歩がこれを借り受けることになったと想像される。もつとも乱歩は同年に雑司ヶ谷に転居した大下宇陀児の新築の家と比較してわが家を「田舎家」（『探偵小説四十年』）と呼んでいるが、実際にもこの家は築一三年のどちらかと言えば古家に属するものだったのである。

ここで遅ればせながら前掲の乱歩の回想を検証してみると、「もとどこかの県知事が別宅として建てたもので」はその通りであり、かねてからわれわれを困惑させてきた「不一致」は解消された。残るは、「人力車の車夫の待つ、供待ちの小屋」のほうだが、これに関しては登記簿からも乱歩自筆の平面図からも存在が確認できない。記憶違いや虚偽記述は考えにくいので、小規模ゆえに、あるいは一、二年遅れでの増築ゆえに未登記となり、かつ平面図が描かれた昭和一〇年代後半（図中に薄く残った日付を判読すると昭和一六年以降の作成かと思われる）にはすでに取り壊されていた、と無理やり考えれば合理化できるが、どうだろう

か。

人力車の同時代状況については手元にびつたり資料がないが、昭和十一年一月刊の『大東京の魅力』という本中の「大東京の交通」という章中に、こんな一節が見られる。

上記の如く自動車、電車等の交通機関が右往左往してゐる中に、之れは又極めて稀れにしか見られぬものではあります、人力車と、荷馬車、手車が残つて居ります、いまから二十年前頃には、此の人力車が帝都の真中を我がもの顔に走つて居りました。成る程乗り心地から申しますと電車や自動車に味ふことの出来ない、悠然たるものがありまして誠に結構なものであります。然かも現在ではこの人力車で乗り廻すと云ふのは、先づ往診の医者が、兜町、蠣殻町辺の株屋の番頭、花柳界の一部の人々、執達吏位が見受けられますが、それも特別の人丈けが愛好してゐるに過ぎません、尤も地方の駅等には多少は残存して居りまして名所見物等に使用されて居るやうですが、之れとても乗合自動車やタクシーに押され気味であります。満州や支那では盛んに用ひられて居るやうですが、何事もスピードを誇る現代の乗物としては不適當のもとして次第に凋

落して行くのは止むを得ぬことであります。

これを見る限りでは、人力車は「二十年前頃」の大正半ばにはまだまだ健在であったようで、そうだとしたら大正一〇年建設の相応の階層の家に「人力車の車夫の待つ、供待ちの小屋」があったとしても不思議はない。この資料からもう一つわかることは、昭和一〇年頃の使われ方としてもっぱら近距離（近所）の利用に重宝されていたという点であり、池袋の家から社長宅の椿山荘までの距離が二キロメートル余りであったことを考えると、人力車が活用されたのも納得がいく。これらの点からも、小屋の存在が確認できない理由を未登記と取り壊しとに求めるのもあながち強引とばかりは言えないだろう。

いずれにしても、こうした来歴を持つ家を乱歩は借り受けることになったわけだが、その乱歩の前にふたたび坂一族（坂輔男）が姿を現すのは、戦後、昭和二三年に至って家と土地の買い取りを求められた時であった。もっとも実際に坂輔男が乱歩の前に顔を出したとは限らない。むしろ可能性としては仲介者がすべてをとりしきったと考えたほうが自然だろう。しかしそうではあるにしても、契約書はやりとりしたはずであり、「坂輔男」というどちらかという

と特異な名前が乱歩の脳裏に残った可能性は高いのではないだろうか。もっとも、その一四年前の貸借の折にも同様の機会はあったわけだけでも。

そのあたりのことについて、乱歩は「戦後、持主から土地とも買い取るか立退くかどちらかにしてくれという申出があり、借金をして買取った」（「池袋二十四年」とあっさり述べているが、この結果、主屋と土蔵は乱歩の、土地は妻隆の名義となった（登記簿による）。いっぽうこれを坂一族の側から見れば、我が子のために、というかつての父の思いは無事果たされたことになる。三歳で土地の持ち主となった子（坂輔男）もすでに三五歳になっていた。乱歩とは二〇年ほどの歳の差である。だいぶ前に東高津南之町からは転居していたようだが、池袋の登記簿には反映されておらず、売買に際して兵庫県川辺郡小浜村川面字坂戸二五番地に住所変更された。現在の宝塚市栄町だが、登記簿で確認した事実とご遺族（坂輔男は二〇〇〇年に八六歳で死去）からうかがったお話を総合すると、そのあたりの土地は大阪の心齋橋で手広く時計店を営んでいた夫人の実家の所有地であり、その後同じ坂戸内でもう一度転居された後、昭和三九年に同じ宝塚市内の中山寺に移られ、ご遺族は今も同地に住まわれている。

なお坂輔男は切手の収集家として著名で著書もあり、それらの著者紹介や『著作権台帳』等を見ると、京都大学文学部ドイツ文学科卒業後、NHK勤務を経て、大阪府立大学等でドイツ語の教員を長く務めたことがわかる。乱歩と二度目のかかわりを持った三五歳当時はすでに子供もあり（長男は昭和一九年生まれ）、宝塚に居住し、ドイツ語の教員生活も始まっていたかもしれない。

ところで切手収集家としての坂輔男の著作は、以下の三冊である。

『ぼくらの切手』（池田書店、昭和三三年）

『切手収集を始める人のために』（池田書店、昭和三八年）

『ヴェルテンベルクの切手 一八五一一一八七五』（外国切手研究会、昭和五三年）

著作以外にも、坂輔男は昭和三〇年代の切手収集ブームの折には、雑誌『郵趣手帖』（郵趣手帖社）に登場したり、テレビの同様の番組に出演したり、というようなこともあったらしい。

ここからは単なる想像に過ぎないが、当時の少年少女たちにとっては乱歩の少年探偵団も坂輔男の切手収集もきわめて身近なものであり、熱中し、愉しむ対象であった。そうだとすると、不思議な縁で結ばれた乱歩と坂輔男が、と

もにそうした少年少女たちの愉しみに深いかわりを持っていたという事実は、いろんなことを想像させずにはおかない。たとえば二人はお互いに相手を意識することはなかったのか、とか。

少なくとも坂輔男は持ち家を売却した相手である乱歩の活躍ぶりを熟知していたはずであり、そのへんが「ぼくらの…」という書名に反映されていたと取れなくもない。乱歩のほうはこれに比べれば坂輔男の活躍ぶりを承知していた可能性は少ないかもしれないが、前述したように、特異な名前ではあり、可能性がまったくないとは言えないのではないだろうか。いずれにしても、池袋の「乱歩邸」をあいだにはさんでの乱歩と坂輔男とのミステリアスな出会いと別れは、さまざまに愉しい空想の世界へとわれわれを誘ってやまないのである。

〔付記〕本稿のための調査にあたってはさまざまな方々や機関のお世話になった。特に大阪市立中央図書館の「調査相談担当」の方々からは多くの情報をいただいた。記して謝意に代えさせていただく。

（立教大学名誉教授）